

NPO法人小田原なぎさ会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、NPO法人小田原なぎさ会定款第19条に基づき、理事ならびに監事（以下、「役員」という）に支給する月額報酬について、基本事項を定めるものである。

(報酬の決定)

第2条 役員は報酬は理事会で協議した上で、支給対象者及び支給金額を理事長が決定する。

(報酬の額)

第3条 支給対象者の報酬総額は月15万円を上限とし、予算の報酬総額限度内で支給することができる。

(報酬の支給日)

第4条 役員は報酬は、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第5条 役員は報酬は、その金額を通貨で直接役員に支払うものとする。ただし、本人の指定する金融機関口座に振り込むことができる。

(委任)

第6条 この規程に定めのない事項については、法令ならびに定款あるいは理事会の決定に従うものとする。

附則

この規程は、平成26年6月1日より施行する。